

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年12月12日（令和6年（行情）諮問第1375号ないし同第1377号）

答申日：令和8年9月11日（令和8年度（行情）答申第575号ないし同第577号）

事件名：「3文書や防衛力の抜本的強化について」の議論に関し行政文書ファイル等につづられた文書の一部開示決定に関する件

「3文書や防衛力の抜本的強化について」の議論に関し行政文書ファイル等につづられた文書のうち特定の開示決定等で残りの部分とされた文書等の一部開示決定に関する件

「3文書や防衛力の抜本的強化について」の議論に関し行政文書ファイル等につづられた文書のうち特定の開示決定等で残りの部分とされた文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書（以下、順に「本件請求文書1」ないし「本件請求文書3」といい、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し、別紙の2に掲げる各文書（以下、順に「文書1」ないし「文書678」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定について、諮問庁が別紙の3に掲げる文書を追加して特定し、開示決定等をすべきとしていることは妥当であるが、別表2に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和5年2月16日付け防官文第2982号、同年4月26日付け同第9467号、同年6月30日付け同第14079号及び令和6年9月20日付け同第21655号ないし同第21657号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分6」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）原処分1

アないしオ （略）

カ （略）

他に文書がないか確認を求める。

（略）

キ （略）

（２）原処分２及び原処分３について

アないしキ （略）

（３）原処分４ないし原処分６について

アないしエ （略）

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ及びキ （略）

ク 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認する手段がないので、他に文書がないか念のため確認を求める。

ケ （略）

第３ 諮問庁の説明の要旨

１ 経緯

（１）原処分１及び原処分４について（令和６年（行情）諮問第１３７５号）

本件開示請求は、本件請求文書１の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の２に掲げる文書１ないし文書６７６の６７６文書（以下、併せて「本件対象文書１」という。）を特定した。

本件開示請求については、法１１条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和５年２月１６日付け防官文第２９８２号により、文書１について、法９条第１項に基づく開示決定処分（原処分１）を行った後、令和６年９月２０日付け防官文第２１６５５号により、残りの６７５文書について、法５条１号、２号イ、３号、５号及び６号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分４）を行った。

本件審査請求は、原処分１及び原処分４に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分１に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約１年８か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

（２）原処分２及び原処分５について（令和６年（行情）諮問第１３７６号）

本件開示請求は、本件請求文書２の開示を求めるものであり、これに

該当する行政文書として、別紙の2に掲げる文書2ないし文書635、文書638ないし文書675及び文書677の673文書（以下、併せて「本件対象文書2」という。）を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和5年4月26日付け防官文第9467号により、文書2について、法9条1項に基づく開示決定処分（原処分2）を行った後、令和6年9月20日付け防官文第21656号により、残りの672文書について、法5条1号、2号イ、3号、5号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分5）を行った。

本件審査請求は、原処分2及び原処分5に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分2に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約1年6か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(3) 原処分3及び原処分6について（令和6年（行情）諮問第1377号）

本件開示請求は、本件請求文書3の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2に掲げる文書3ないし文書635、文書638ないし文書675及び文書678の672文書（以下、併せて「本件対象文書3」という。）を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和5年6月30日付け防官文第14079号により、文書3について、法9条1項に基づく開示決定処分（原処分3）を行った後、令和6年9月20日付け防官文第21657号により、残りの672文書（原文ママ）について、法5条1号、2号イ、3号、5号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分6）を行った。

本件審査請求は、原処分3及び原処分6に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分3に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約1年4か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

原処分4ないし原処分6において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号、2号イ、

3号、5号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

(1) 原処分1及び原処分4について

ア ないしオ (略)

カ 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書1のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

キ及びク (略)

ケ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分4においては、本件対象文書1の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書1の一部が同条1号、2号イ、3号、5号及び6号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

コ (略)

サ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分1及び原処分4を維持することが妥当である。

(2) 原処分2及び原処分5について

ア ないしキ (略)

ク 上記(1)ケと同旨(ただし「原処分4」とあるのは「原処分5」、「本件対象文書1」とあるのは「本件対象文書2」と読み替える。)

ケ (略)

コ 上記(1)カと同旨(ただし「本件対象文書1」とあるのは「本件対象文書2」と読み替える。)

サ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分2及び原処分5を維持することが妥当である。

(3) 原処分3及び原処分6について

ア ないしキ (略)

ク 上記(1)ケと同旨(ただし「原処分4」とあるのは「原処分6」、「本件対象文書1」とあるのは「本件対象文書3」と読み替える。)

ケ (略)

コ 上記(1)カと同旨(ただし「本件対象文書1」とあるのは「本件対象文書3」と読み替える。)

サ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分3及び原処分6を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和6年12月12日 諮問の受理（令和6年（行情）諮問第1375号ないし同第1377号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 令和7年1月10日 審議（同上）
- ④ 令和8年9月7日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、令和6年（行情）諮問第1375号ないし同第1377号の併合、本件対象文書の見分及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、2号イ、3号、5号及び6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、本件において、諮問庁は原処分1ないし原処分3に係る各審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

（1）本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件請求文書1に係る文書の特定について

本件請求文書1に係る開示請求書の「「3文書や防衛力の抜本的強化について」（令和4年12月16日岸田内閣総理大臣会見）の議論に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全て。【裏面をご参照下さい】」との記載及び添付資料から、本件開示請求は、「国家安全保障戦略について」、「国家防衛戦略について」及び「防衛力整備計画について」（以下、併せて「3文書」という。）の策定に向けた議論に関する文書及び当該文書をつづっている行政文書ファイル等につづられた文書の開示を求めているものと解し、これに該当する文書として、本件対象文書1を特定し、文書1につき先行開示決定（原処分1）を行い、残りの行政文書につき原処分4を行った。

イ 本件請求文書2に係る文書の特定について

本件開示請求文言にいう「防官文第2982号（2022.12.21－本本B2232）」とは、本件請求文書1に対する処分庁の

先行開示決定（原処分１）である。

本件開示請求は、本件請求文書１の開示請求に係る先行開示決定で残りの部分とされた文書及び本件請求文書１の受付日の翌日（令和４年１２月２２日）から本件開示請求の受付日（令和５年２月２７日）までにつづられた文書のうち、防衛省のホームページに掲載されていない文書の開示を求めているものと解し、これに該当する文書として、本件対象文書２を特定し、文書２につき先行開示決定（原処分２）を行い、残りの行政文書につき原処分５を行った。

ウ 本件請求文書３に係る文書の特定について

本件開示請求文言にいう「防官文第９４６７号（２０２３．２．２７－本本Ｂ２８４１）」とは、本件請求文書２に対する処分庁の先行開示決定である。

本件開示請求は、本件請求文書２の開示請求に係る先行開示決定で残りの部分とされた文書及び本件請求文書２の受付日の翌日（令和５年２月２８日）から本件開示請求の受付日（同年５月２日）までにつづられた文書のうち、防衛省のホームページに掲載されていない文書の開示を求めているものと解し、これに該当する文書として、本件対象文書３を特定し、文書３につき先行開示決定（原処分３）を行い、残りの行政文書につき原処分６を行った。

エ 審査会への諮問後、本件対象文書の外に、本件請求文書に該当する文書として、別紙の３に掲げる文書を保有していることを確認したため、追加して特定し、開示決定等を行うこととする。

オ 念のため関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書及び別紙の３に掲げる文書以外に本件請求文書に該当する行政文書の保有は確認できなかった。

（２）当審査会において、諮問庁から別紙の３に掲げる文書の提示を受けて確認したところ、本件請求文書に該当する文書であると認められる。

他方、上記（１）エの探索状況を踏まえると、本件対象文書及び別紙の３に掲げる文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の上記（１）の説明に特段不自然、不合理な点は認められない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書及び別紙の３に掲げる文書の外に各開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、別紙の３に掲げる文書を追加して特定し、開示決定等をすべきとしていることは妥当である。

３ 不開示部分の不開示情報該当性について

（１）別表１の番号１、番号１２及び番号１５に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、政府関係者の非公表の直通電話番号、携帯電話番号、内線番号及びメールアドレス等が記載されていることが認められる。

当該不開示部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等を使用され、国の機関が必要とする緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、番号1については、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(2) 別表1の番号2及び番号17に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、国会議員の質問の趣旨や理由及び国会議員の氏名等が記載されていると認められる。

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該不開示部分は、国会議員とのやり取りや議員事務所から公開を前提とせず入手した内容であり、これを一方的に公にすると、国会議員との信頼関係が損なわれ、国会質問対応等に必要な情報の取得が困難になるなど、今後の国会関連業務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示とした。

イ 当該不開示部分は、これを公にすることにより、国会議員との信頼関係が損なわれ、今後の国会関連業務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の上記アの諮問庁の説明は否定することはできず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、当該不開示部分は、法5条6号柱書きに該当し、番号2については、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(3) 別表1の番号3に掲げる不開示部分について

当該不開示部分は、自衛隊員、隊員家族及び民間人の写真の顔部分であると認められる。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当審査会事務局職員をして、自衛隊員の顔写真を公にする慣行の有無等について諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、防衛省・自衛隊においては、自衛隊員のうち将官（将補以上の階級の者を指す。）等の顔写真については、報道の用に供するため、報道機関等に提供するなど、これを公にする慣行があるが、当該不開示部分の自衛隊員については公表慣行がなく、ウェブサイト等の他の広報資料等でも公表されていない者であるとの説明があった。

上記の諮問庁の説明を踏まえると、当該部分は、法5条1号ただし書

イに該当しないと認められるほか、隊員家族及び民間人について、その写真の顔部分を公にする慣行があると認めるべき事情は存しないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(4) 別表1の番号4に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム等における案件、出席者及び資料の準備対応要領等に関する情報が記載されていると認められる。

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分に記載された情報は、政党とのやり取りや当該政党から公開を前提とせず入手した内容を基に防衛省において整理し、記載したものであり、これを一方的に公にすると、当該政党との信頼関係が損なわれ、必要な情報の取得が困難になるなど、今後の国会関連業務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示とした。

イ これを検討するに、当該部分は、これを公にすることにより、当該政党との信頼関係が損なわれ、今後の国会関連業務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の上記アの諮問庁の説明は否定することはできず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条2号イについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(5) 別表1の番号5及び番号6に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、国家防衛戦略及び防衛力整備計画等に関する政府部内における検討段階の情報が記載されていることが認められる。

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分は、我が国の国家防衛戦略等に関する政府部内における検討段階の情報が記載されており、これを公にすることにより、我が国の安全保障における関心事項や論点、我が国の防衛体制等が推察され、我が国と敵対する勢力等がこれを把握することで妨害行為や対抗措置を容易ならしめ、ひいては国の安全が害されるおそれがあることから不開示とした。

イ 当審査会において当該不開示部分を見分したところ、国家防衛戦略等に関する政府内における具体的な協議・検討内容が記載されていることが認められる。

我が国の国家安全保障の重要性に鑑みると、これを公にすることにより、我が国の安全保障における関心や防衛体制等が推察され、敵対する勢力等からの妨害や対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれがある旨の上記アの諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、当該部分は、これを公にすることにより、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められることから、法5条3号に該当し、同条5号及び6号について判断するまでもなく、その全部を不開示としたことは妥当である。

(6) 別表1の番号7及び番号16に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、防衛力整備計画等に関する骨子及び案文並びに防衛力整備計画に関する関係省庁の意見等が記載されていることが認められる。

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該不開示部分は、防衛省において作成した防衛力整備計画等に関する骨子及び案文並びに関係省庁の意見等が記載されており、その内容は、協議中の段階のものであり、確定したものではない。したがって、そのような性質からすると、これを公にすれば、関係省庁間において検討中の未成熟な検討内容が明らかになり、今後の同種の文書の策定作業において政府部内での自由かつ達な議論に支障を来すなど、国の機関内部における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、不開示とした。

イ これを検討するに、当該部分を公にすると、関係省庁間において検討していた未成熟な検討内容が明らかになり、国の機関内部における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるとする旨の上記アの諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められない。

したがって、当該部分は、法5条5号に該当し、番号7については、同条3号及び6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(7) 別表1の番号8及び番号9に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、他国に係る情勢判断及び防衛構想に関する情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、防衛省及び自衛隊の情勢判断並びに防衛構想が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関

の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(8) 別表1の番号10及び番号11に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、防衛省内における防衛力強化に係る審議、検討又は協議に関する情報が記載されていると認められる。

ア 諮問庁は、当該部分を不開示とした理由について、別表1の上記番号の「不開示とした理由」欄のとおり説明し、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、当該部分には、防衛省内の未成熟な検討内容といった未確定の内容が含まれ、いずれも公にすることを前提としない機微な情報である旨補足して説明する。

イ これを検討するに、当該部分を公にすることにより、防衛省内における審議又は検討に関する未確定の情報が公になることにより、今後の同様の検討に際して率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることについては、これを否定することはできない。

したがって、当該不開示部分は、法5条5号に該当し、番号10については、同条3号について判断するまでもなく不開示としたことは妥当である。

(9) 別表1の番号13に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換会における有識者の発言内容及び意見の詳細等が記載されていることが認められる。

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

本件意見交換会は、新たな国家安全保障戦略等の策定に向け、有識者から知見を伺うために非公開を前提として行われたものである。

当該不開示部分を公にすれば、検討の経緯や未成熟な検討内容が明らかとなることで、今後の同種の意見交換会等において参加する有識者が率直な意見を述べることをちゅうちょし、自由かつ達な議論に支障を来すなど、政府部内の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあり、また当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから不開示とした。

イ これを検討するに、意見交換会の開催趣旨及び運営方法等を踏まえれば、当該不開示部分のうち、別表2に掲げる部分を除く部分については、これを公にすることにより、特定の有識者の具体的な発言内容や検討段階の未成熟な情報等が明らかとなり、将来の同種の意見交換会等に参加する有識者が率直な意見を述べることをちゅうちょし、自

由かつ達な議論に支障を来すなど、政府部内の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがある旨の上記アの諮問庁の説明は否定し難い。

よって、当該不開示部分は、法5条5号に該当し、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

ウ しかしながら、当該不開示部分のうち、文書406の1枚目ないし7枚目の各1行目については、原処分において既に開示されている部分から容易に推測できる内容が記載されており、また、文書455の2枚目については、当審査会事務局職員をして確認させたところ、当該特定有識者が所属する機関等のウェブサイト上に同旨の情報が掲載されていると認められることから、当該部分を公にしたとしても、参加する有識者の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあるとは認められず、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれもない。したがって、別表2に掲げる部分は、法5条5号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(10) 別表1の番号14に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、意見交換会に出席した特定有識者の随行者の氏名及び肩書が記載されていることが認められる。

当該不開示部分は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであると認められる。

法5条1号ただし書該当性について検討すると、当該情報については、諮問庁において、公表した事実はなく、将来的に公表する予定もないとのことであることから、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえず、同号ただし書イに該当するとは認められない。また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も存しない。

次に、法6条2項による部分開示の可否について検討すると、これらの情報は、特定の個人を識別することができる情報であるから、部分開示の余地はない。

したがって、当該不開示部分については、法5条1号の不開示情報に該当すると認められるので、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(11) 別表1の番号18に掲げる不開示部分について

ア 当該文書を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該文書は、国家防衛戦略及び防衛力整備計画に関する政府内における具体的な検討の経緯や結果が記載された文書であり、いずれも公表していない。

当該文書は、その件名を含め、これを公にすれば、我が国の将来の

防衛力強化に関して、安全保障上の関心事項や課題等が推察され、我が国と敵対する勢力等がこれを把握することで妨害行為や対抗措置を容易ならしめ、ひいては国の安全が害されるおそれがある。また、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれ、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるとともに、国の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報であり、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれ、国家安全保障に関する政府の業務の遂行に支障が生じるおそれがある。したがって、本件開示請求においては、当該文書の全てを不開示とした。

イ 当審査会において当該文書を見分したところ、当該文書には、将来の防衛力強化に関する政府内における具体的な協議・検討内容が記載されていることが認められる。

我が国の国家安全保障の重要性に鑑みると、これを公にすることにより、我が国の安全保障上の情報関心や課題等が推察され、敵対する勢力等からの妨害や対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれがある旨の上記アの諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、当該文書は、これを公にすることにより、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められることから、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、その全部を不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、2号イ、3号、5号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした各決定について、諮問庁が別紙の3に掲げる文書を追加して特定し、開示決定等すべきとしていることについては、防衛省において、本件対象文書及び別紙の3に掲げる文書の外に各開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、別紙の3に掲げる文書を追加して特定し、開示決定等をすべきとしていることは妥当であり、本件対象文書につき不開示とされた部分のうち、別表2に掲げる部分を除く部分は、同条1号、3号、5号及び6号柱書きに該当すると認められるので、同条2号イについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別表2に掲げる部分は、同条5号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 本件請求文書

(1) 本件請求文書 1

「3 文書や防衛力の抜本的強化について」（令和4年12月16日岸田内閣総理大臣記者会見）の議論に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全て。【裏面をご参照下さい】

(2) 本件請求文書 2

「3 文書や防衛力の抜本的強化について」（令和4年12月16日岸田内閣総理大臣記者会見）の議論に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち防官文第2982号（2022.12.21一本本B2232）で残りの部分とされた全て、及び当該請求（2022.12.21一本本B2232）の後に綴られた文書の全て（但し防衛省ホームページに掲載されたものは除く）。

(3) 本件請求文書 3

「3 文書や防衛力の抜本的強化について」（令和4年12月16日岸田内閣総理大臣記者会見）の議論に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち防官文第9467号（2023.2.27一本本B2841）で残りの部分とされた全て、及び当該請求（2023.2.27一本本B2841）の後に綴られた文書の全て（但し防衛省ホームページに掲載されたものは除く）。

2 本件対象文書

文書1	令和3年10月12日（火）	記者実問
文書2	令和3年10月15日（金）	報道等関連想定
文書3	令和3年10月26日（火）	記者実問
文書4	令和3年10月26日（火）	大臣会見想定
文書5	令和3年11月2日（火）	幹事社問
文書6	令和3年11月10日（水）	幹事社問
文書7	令和3年11月12日（金）	報道等関連想定
文書8	2021.11.19	想定（1）（2）
文書9	令和3年11月26日（金）	大臣「文藝春秋」想定 問2
文書10	令和3年12月3日（金）	報道等関連想定
文書11	令和3年12月7日（火）	記者実問
文書12	令和3年12月13日（月）	大臣「朝雲新聞」想定 問1
文書13	（対総理）12月15日	衆・予算委 前原 誠司君 想定問
5		
文書14	（大臣用）令和3年12月15日（水）	衆・予算委 前原 誠司君（国民） 想定問4

文書15 令和3年12月21日（火） 幹事社問
 文書16 令和3年12月23日（木） 大臣沖縄2紙インタビュー想定
 問4
 文書17 令和3年12月28日（火） 幹事社問
 文書18 （対総理）1月19日 衆・本会議 梶山 弘志君 問3
 文書19 （対総理）1月19日 衆・本会議 泉 健太君 問21
 文書20 （対総理）1月21日 参・本会議 宇都 隆史君 問14
 文書21 （対総理）1月26日 衆・予算委 中谷 真一君 問4
 文書22 （大臣用）令和4年1月26日（水） 衆・予算委 中谷 真
 一君（自民） 問2
 文書23 （大臣用）令和4年1月26日（水） 衆・予算委 中谷 真
 一君（自民） 問4
 文書24 令和4年1月26日（水） 報道等関連想定
 文書25 令和4年2月2日（水） 報道等関連想定
 文書26 令和4年2月4日（金） 大臣「プライムニュース」想定 問
 14
 文書27 令和4年2月10日（木） 幹事社問
 文書28 （大臣用）令和4年2月16日（水） 衆・予算委（第1分科
 会） 鈴木 英敬君（自民） 問1
 文書29 （対総理）2月18日 衆・予算委 岩屋 毅君 問6
 文書30 （大臣用）令和4年2月18日（金） 衆・予算委 岩屋 毅
 君（自民） 問1
 文書31 令和4年3月1日（火） 記者実問
 文書32 （対総理）3月2日 参・予算委 石井 苗子君 問6
 文書33 （大臣用）令和4年3月2日（水） 参・予算委 石井 苗子
 君（維新） 問3
 文書34 令和4年3月4日（金） 記者実問
 文書35 （大臣用）令和4年3月15日（火） 衆・安保委 徳永 久
 志君（立民） 問10
 文書36 （秘書官手持ち用）令和4年3月22日（火） 参・予算委
 福山 哲郎君（立民） 想定問
 文書37 （秘書官手持ち用）令和4年3月24日（木） 参・外防委
 田島 麻衣子君（立憲） 問3
 文書38 （大臣用）令和4年3月24日（木） 参・外防委 伊波 洋
 一君（沖縄） 問12
 文書39 令和4年4月4日（月） 大臣 共同通信 想定 問1
 文書40 令和4年4月12日（火） 幹事社問
 文書41 令和4年4月22日（金） 幹事社問

文書４２ （大臣用）令和４年４月２６日（火） 衆・安保委 堀井 健
 智君（維新） 問８
 文書４３ 令和４年４月２８日（木） 幹事社問
 文書４４ 令和４年５月１０日（火） 報道等関連想定
 文書４５ 令和４年５月２４日（火） 報道等関連想定
 文書４６ （対総理）５月２６日 衆・予算委 小野寺 五典君 問２
 文書４７ （大臣用）令和４年５月２６日（木） 衆・予算委 小野寺
 五典君（自民） 問２
 文書４８ （大臣用）令和４年５月２７日（金） 衆・予算委 足立 康
 史君（維新） 問２
 文書４９ （対総理）５月３０日 参・予算委 小西 洋之君 問８
 文書５０ （大臣用）令和４年５月３０日（月） 参・予算委 小西 洋
 之君（立憲） 問１
 文書５１ （大臣用）令和４年６月２日（木） 参・外防委 田島 麻衣
 子君（立憲） 問６
 文書５２ （防衛政策局長手持ち用）令和４年６月２日（木） 参・外防
 委 田島 麻衣子君（立憲） 問６ 更問
 文書５３ 令和４年６月１６日（木） 大臣 英エコノミスト 想定 問
 ２
 文書５４ 令和４年６月２９日（水） 報道官 N P R 想定 問４
 文書５５ 令和４年６月２９日（水） 報道官 N P R 想定 問５
 文書５６ 令和４年８月１０日（水） 幹事社問
 文書５７ 令和４年８月１０日（水） 記者実問
 文書５８ 令和４年８月２９日（月） 防衛記者会共同インタビュー 問
 （産経新聞①）
 文書５９ 令和４年８月２９日（月） 防衛記者会共同インタビュー 問
 （日本テレビ①）
 文書６０ 令和４年９月２日（金） 報道等関連想定
 文書６１ 令和４年９月６日（火） 大臣 日経新聞 想定 問１
 文書６２ 令和４年９月９日（金曜日） 記者実問
 文書６３ 令和４年９月１３日（火曜日） 報道等関連想定
 文書６４ 令和４年９月２２日（木曜日） 報道等関連想定
 文書６５ 令和４年９月２６日（月曜日） 報道等関連想定
 文書６６ 令和４年９月３０日（金曜日） 記者実問
 文書６７ 令和４年１０月３日（月曜日） 記者実問
 文書６８ （対総理）１０月５日 衆・本会議 上川 陽子君 問１９
 文書６９ （対総理）１０月７日 参・本会議 牧野 たかお君 問１０
 文書７０ 令和４年１０月１４日（金曜日） 幹事社問

文書 7 1 令和 4 年 1 0 月 1 4 日（金曜日） 記者実問
 文書 7 2 （大臣用）令和 4 年 1 0 月 1 7 日（月） 衆・予算委 小林鷹之君（自民） 問
 文書 7 3 令和 4 年 1 0 月 1 8 日（火曜日） 記者実問
 文書 7 4 令和 4 年 1 0 月 2 1 日（金曜日） 幹事社質問
 文書 7 5 令和 4 年 1 0 月 2 1 日（金曜日） 記者実問
 文書 7 6 令和 4 年 1 0 月 2 1 日（金） 報道等関連想定
 文書 7 7 （対総理）1 0 月 2 4 日 衆・予算委 守島 正君 問 4
 文書 7 8 （大臣用）令和 4 年 1 0 月 2 4 日（月） 衆・予算委 守島正君（維新） 問
 文書 7 9 （大臣用）令和 4 年 1 1 月 1 0 日（木） 参・外防委 山添拓君（共産） 問 6
 文書 8 0 令和 4 年 1 1 月 1 1 日（金） 報道等関連想定
 文書 8 1 （政府参考人用）令和 4 年 1 1 月 1 4 日（月） 参・行政監視委 水野 素子君（立憲） 問 2
 文書 8 2 （大臣用）令和 4 年 1 1 月 1 5 日（火） 参・外防委 羽田次郎 君（立憲） 問 3
 文書 8 3 （大臣用）令和 4 年 1 1 月 1 5 日（火） 参・外防委 小西洋之君（立憲） 問 8
 文書 8 4 （大臣用）令和 4 年 1 1 月 1 5 日（火） 参・外防委 小西洋之君（立憲） 問 1 3
 文書 8 5 （大臣用）令和 4 年 1 1 月 2 2 日（火） 参・外防委 小西洋之君（立憲） 問 2
 文書 8 6 （大臣用）令和 4 年 1 1 月 2 2 日（火） 参・外防委 小西洋之君（立憲） 問 9
 文書 8 7 令和 4 年 1 1 月 1 8 日（金曜日） 幹事社問
 文書 8 8 令和 4 年 1 1 月 2 2 日（火曜日） 報道等関連想定
 文書 8 9 （大臣用）令和 4 年 1 2 月 1 日（木） 参・予算委 田村 智子君（共産） 問 4
 文書 9 0 （対総理）1 2 月 2 日 参・予算委（締総） 福島 みずほ君 問 2
 文書 9 1 （大臣用）令和 4 年 1 2 月 2 日（金） 参・予算委（締総） 福島 みずほ君（立憲） 問 1
 文書 9 2 （大臣用）令和 4 年 1 2 月 6 日（火） 参・外防委 小西 洋之君（立憲） 問 1
 文書 9 3 （大臣用）令和 4 年 1 2 月 6 日（火） 参・外防委 小西 洋之君（立憲） 問 1 6
 文書 9 4 （大臣用）令和 4 年 1 2 月 6 日（火） 参・外防委 小西 洋

之君（立憲） 問 1 8

文書 9 5 （大臣用）令和 4 年 1 2 月 6 日（火） 参・外防委 山添 拓
君（共産） 問 3

文書 9 6 令和 4 年 1 2 月 6 日（火曜日） 記者実問

文書 9 7 令和 4 年 1 2 月 6 日（火曜日） 報道等関連想定

文書 9 8 （大臣用）令和 4 年 1 2 月 8 日（木） 衆・安保委 長島 昭
久 君（自民） 問 1

文書 9 9 （大臣用）令和 4 年 1 2 月 8 日（木） 衆・安保委 渡辺 周
君（立憲） 問 6

文書 1 0 0 （政府参考人用）令和 4 年 1 2 月 8 日（木） 衆・安保委
渡辺 周君（立憲） 問 1 5

文書 1 0 1 令和 4 年 1 2 月 9 日（金曜日） 記者実問

文書 1 0 2 令和 4 年 1 2 月 1 3 日（火曜日） 幹事社問

文書 1 0 3 令和 4 年 1 2 月 1 6 日（金曜日） 報道等関連想定

文書 1 0 4 令和 4 年 1 2 月 1 6 日（金曜日） 念のため想定

文書 1 0 5 参議院議員小西洋之君提出反撃能力に関する質問に対する答
弁書（一問一答）

文書 1 0 6 参議院議員小西洋之君提出反撃能力に関する質問に対する答
弁書

文書 1 0 7 参議院議員小西洋之君提出反撃能力に関する質問に対する答
弁書（説明要旨）

文書 1 0 8 参 8 2 参議院議員小西洋之君提出 反撃能力に関する質問
に対する答弁書 参考資料集

文書 1 0 9 防衛計画の大綱 中期防衛力整備計画（防衛省） 1

文書 1 1 0 国家安全保障戦略等の改定の必要性について

文書 1 1 1 我が国の国家安全保障政策に関する体系

文書 1 1 2 我が国の防衛政策（防衛省）

文書 1 1 3 防衛計画の大綱 中期防衛力整備計画（防衛省） 2

文書 1 1 4 いわゆる「敵基地攻撃」について（令和 3 年 1 2 月 防衛省）
1

文書 1 1 5 総理所信表明演説（抜粋）等

文書 1 1 6 いわゆる「敵基地攻撃」について（令和 3 年 1 2 月 防衛省）
2

文書 1 1 7 我が国の防衛政策（令和 4 年 5 月 防衛省）

文書 1 1 8 国家安全保障戦略、防衛大綱、中期防衛力整備計画について
（令和 4 年 4 月 内閣官房 防衛省） 1

文書 1 1 9 国家安全保障戦略について（平成 2 5 年 1 2 月 1 7 日 国家
安全保障会議決定 閣議決定）

- 文書 1 2 0 平成 3 1 年度以降に係る防衛計画の大綱について（平成 3 0 年 1 2 月 1 8 日 国家安全保障会議決定 閣議決定）
- 文書 1 2 1 中期防衛力整備計画（平成 3 1 年度～平成 3 5 年度）について（平成 3 0 年 1 2 月 1 8 日 国家安全保障会議決定 閣議決定）
- 文書 1 2 2 防衛計画の大綱 中期防衛力整備計画（防衛省） 3
- 文書 1 2 3 我が国の防衛政策（令和 4 年 7 月 防衛省）
- 文書 1 2 4 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換の実施
- 文書 1 2 5 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する意見交換
- 文書 1 2 6 令和 5 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について（令和 4 年 7 月 2 9 日 閣議了解）
- 文書 1 2 7 新たな国家安全保障戦略等の策定（令和 4 年 8 月 2 6 日 防衛省）
- 文書 1 2 8 新たな国家安全保障戦略、防衛大綱、中期防衛力整備計画の策定
- 文書 1 2 9 我が国の防衛政策（令和 4 年 9 月 防衛省）
- 文書 1 3 0 説明資料（令和 4 年 1 0 月 防衛省）
- 文書 1 3 1 我が国の防衛政策（令和 4 年 1 0 月 防衛省）
- 文書 1 3 2 岸田総理 所信表明演説（令和 4 年 1 0 月 3 日）（抜粋）
- 文書 1 3 3 説明資料
- 文書 1 3 4 国家安全保障戦略、防衛大綱、中期防衛力整備計画の位置づけについて（令和 3 年 1 2 月 内閣官房 防衛省）
- 文書 1 3 5 国家安全保障戦略、防衛大綱、中期防衛力整備計画について（令和 4 年 1 月 内閣官房 防衛省）
- 文書 1 3 6 国家安全保障戦略、防衛大綱、中期防衛力整備計画の意義と位置づけについて（令和 4 年 2 月 内閣官房 防衛省）
- 文書 1 3 7 【参考】大綱「別表」の推移
- 文書 1 3 8 宇宙・サイバー・電磁波に関する取組の状況（令和 4 年 2 月 防衛省）
- 文書 1 3 9 日米同盟の強化及び「自由で開かれたインド太平洋」のさらなる推進について（令和 4 年 3 月 防衛省）
- 文書 1 4 0 地域コミュニティとの連携（令和 4 年 3 月 地方協力局）
- 文書 1 4 1 我が国の防衛政策（令和 4 年 3 月 2 8 日 防衛省）
- 文書 1 4 2 防衛力の抜本的強化に向けて 1
- 文書 1 4 3 自民党安全保障調査会勉強会【発表要旨】（4. 4. 5 統合幕僚監部）
- 文書 1 4 4 自民党安全保障調査会勉強会【発表要旨】（4. 4. 5 陸

上幕僚監部)

文書 1 4 5 自民党安全保障調査会勉強会【発表要旨】(4. 4. 5 海上幕僚監部)

文書 1 4 6 自民党安全保障調査会勉強会【発表要旨】(4. 4. 5 航空幕僚監部)

文書 1 4 7 防衛政策・防衛力のあり方等について～自衛隊の運用上の課題～(4. 4. 5 防衛省)

文書 1 4 8 防衛関係費について(令和 4 年 4 月 防衛省)

文書 1 4 9 気候変動と安全保障(令和 4 年 4 月 地方協力局)

文書 1 5 0 国家安全保障戦略、防衛大綱、中期防衛力整備計画について(令和 4 年 4 月 内閣官房 防衛省) 2

文書 1 5 1 我が国の防衛政策(令和 4 年 4 月 防衛省)

文書 1 5 2 防衛力の抜本的強化に向けて 2

文書 1 5 3 新たな国家安全保障戦略等の策定に向けた提言(令和 4 年 4 月 2 6 日 自由民主党)

文書 1 5 4 我が国をめぐる安全保障環境と国際情勢(令和 4 年 8 月 2 5 日 防衛省)

文書 1 5 5 ミサイル脅威への対応(2022 年 9 月 7 日 防衛省)

文書 1 5 6 宇宙・サイバー・電磁波と領域横断作戦(2022 年 9 月 1 4 日 防衛省)

文書 1 5 7 防衛生産・技術基盤の維持・強化について(令和 4 年 9 月 防衛装備庁)

文書 1 5 8 弾薬及び装備品の維持整備等について(2022 年 9 月 2 1 日 防衛省)

文書 1 5 9 説明資料(2022 年 9 月 2 8 日 防衛省)

文書 1 6 0 韓国・台湾における邦人保護(令和 4 年 9 月 2 8 日 外務省領事局)

文書 1 6 1 国民保護に関する取組(令和 4 年 9 月 2 8 日 内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付)

文書 1 6 2 防衛省・自衛隊の人的基盤強化に係る施策(令和 4 年 1 0 月 防衛省)

文書 1 6 3 我が国の防衛予算(令和 4 年 1 0 月 防衛省)

文書 1 6 4 国家安全保障戦略等の改定に関する提言書(令和 4 年 1 2 月 7 日 日本維新の会)

文書 1 6 5 国民民主党の安全保障政策 2022(令和 4 年 1 2 月 9 日)

文書 1 6 6 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第 1 回)の開催について

文書 1 6 7 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第

- 1 回) 資料 1 (情勢認識表 (NSS))
- 文書 1 6 8 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第 1 回) 資料 2 (国際情勢 (外務省))
- 文書 1 6 9 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第 1 回) 資料 3 (日豪・日印 (外務省))
- 文書 1 7 0 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第 1 回) 資料 4 (国際情勢 (防衛省))
- 文書 1 7 1 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第 2 回) の開催について
- 文書 1 7 2 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第 2 回) 資料 (NSS)
- 文書 1 7 3 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第 3 回) の開催について
- 文書 1 7 4 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第 3 回) 資料 1 - 0
- 文書 1 7 5 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第 3 回) 資料 1 - 1
- 文書 1 7 6 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第 3 回) 資料 1 - 2
- 文書 1 7 7 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第 3 回) 資料 1 - 3
- 文書 1 7 8 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第 3 回) 資料 1 - 4
- 文書 1 7 9 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第 3 回) 資料 1 - 5
- 文書 1 8 0 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第 3 回) 資料 1 - 6
- 文書 1 8 1 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第 3 回) 資料 2 - 0
- 文書 1 8 2 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第 3 回) 資料 2 - 1
- 文書 1 8 3 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第 3 回) 資料 2 - 2
- 文書 1 8 4 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第 3 回) 資料 2 - 3
- 文書 1 8 5 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第 3 回) 資料 2 - 4
- 文書 1 8 6 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第

- 3回) 資料2-5
- 文書187 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第3回) 資料2-6
- 文書188 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第3回) 資料2-7
- 文書189 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第3回) 資料3(継戦能力・抗たん性(防衛省))
- 文書190 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第4回)の開催について
- 文書191 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第4回) 資料1-1(NSS)
- 文書192 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第4回) 資料1-2(NISC)
- 文書193 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第4回) 資料2-1
- 文書194 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第4回) 資料2-2
- 文書195 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第4回) 用語の定義
- 文書196 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第5回)の開催について
- 文書197 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第5回) 資料1-0
- 文書198 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第5回) 資料1-1
- 文書199 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第5回) 資料1-2
- 文書200 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第5回) 資料1-3
- 文書201 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第5回) 資料1-4
- 文書202 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第5回) 資料1-5
- 文書203 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第5回) 資料1-6
- 文書204 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第5回) 資料1-7
- 文書205 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第

- 5回) 資料2(事態室)
- 文書206 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第5回) 資料3-1(防衛省)
- 文書207 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第5回) 資料3-2(防衛省)
- 文書208 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第6回)の開催について
- 文書209 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第6回) 資料1(防衛省)
- 文書210 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第6回) 資料2(NSS)
- 文書211 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第6回) 席上回収資料1
- 文書212 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第6回) 席上回収資料2
- 文書213 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第7回)の開催について
- 文書214 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第7回) 資料1
- 文書215 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第7回) 資料2-1(防衛省)
- 文書216 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第7回) 資料2-2(席上回収資料)(防衛省)
- 文書217 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第7回) 資料2-3
- 文書218 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第8回)の開催について
- 文書219 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第8回) 資料1-1
- 文書220 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第8回) 資料1-2
- 文書221 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第8回) 資料2-1(防衛省)
- 文書222 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第8回) 資料2-2(防衛省)
- 文書223 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第8回) 席上回収資料(防衛省)
- 文書224 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第

9回)の開催について

文書225 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第9回) 資料1(NSS)(席上回収資料)

文書226 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第9回) 資料2(防衛省)(席上回収資料)

文書227 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第9回) 資料3(防衛省)(席上回収資料)

文書228 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第9回) 資料4(NSS、防衛省)(席上回収資料)

文書229 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第9回) 資料5(防衛省)(席上回収資料)

文書230 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第10回)の開催について

文書231 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第10回) 資料(防衛省)(席上回収資料)

文書232 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第11回)の開催について

文書233 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第11回) 資料(防衛省)(席上回収資料)

文書234 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第12回)の開催について

文書235 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第12回) 資料1(NSS)(席上回収資料)

文書236 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第12回) 資料2(NSS)(席上回収資料)

文書237 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第12回) 資料3(防衛省)(席上回収資料)

文書238 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第12回) 資料4(防衛省)(席上回収資料)

文書239 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第12回) 資料5(防衛省)(席上回収資料)

文書240 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第12回) 参考資料(NSS)(席上回収資料)

文書241 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第13回)の開催について

文書242 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第13回) 資料1(NSS)(席上回収資料)

文書243 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(第

- 1 3 回) 資料 2 (防衛省) (席上回収資料)
- 文書 2 4 4 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第 1 3 回) 資料 3 (防衛省) (席上回収資料)
- 文書 2 4 5 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第 1 3 回) 資料 4 (防衛省) (席上回収資料)
- 文書 2 4 6 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第 1 4 回) の開催について
- 文書 2 4 7 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第 1 4 回) 資料 1 (NSS) (席上回収資料)
- 文書 2 4 8 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第 1 4 回) 資料 2 (防衛省) (席上回収資料)
- 文書 2 4 9 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第 1 4 回) 資料 3 (防衛省) (席上回収資料)
- 文書 2 5 0 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第 1 4 回) 資料 4 (防衛省) (席上回収資料)
- 文書 2 5 1 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第 1 5 回) の開催について
- 文書 2 5 2 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第 1 5 回) 資料 1 (NSS) (席上回収資料)
- 文書 2 5 3 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第 1 5 回) 資料 2 (防衛省) (席上回収資料)
- 文書 2 5 4 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第 1 5 回) 資料 3 (防衛省) (席上回収資料)
- 文書 2 5 5 自民党 国防部会・安全保障調査会合同会議の開催について (令和 4 年 1 2 月 5 日)
- 文書 2 5 6 自民党 国防部会・安全保障調査会合同会議 資料 1 (NSS) (令和 4 年 1 2 月 5 日)
- 文書 2 5 7 自民党 国防部会・安全保障調査会合同会議 資料 2 (NSS) (令和 4 年 1 2 月 5 日)
- 文書 2 5 8 自民党 国防部会・安全保障調査会合同会議 資料 3 (防衛省) (令和 4 年 1 2 月 5 日)
- 文書 2 5 9 自民党 国防部会・安全保障調査会合同会議 資料 4 (防衛省) (令和 4 年 1 2 月 5 日)
- 文書 2 6 0 自民党 国防部会・安全保障調査会合同会議 資料 5 (防衛省) (令和 4 年 1 2 月 5 日)
- 文書 2 6 1 公明党 外交安全保障調査会の開催について (令和 4 年 1 2 月 8 日)
- 文書 2 6 2 公明党 外交安全保障調査会 資料 1 - 1 (NSS) (令和

- 4年12月8日)
- 文書263 公明党 外交安全保障調査会 資料1-2 (NSS) (令和4年12月8日)
- 文書264 公明党 外交安全保障調査会 資料2 (防衛省) (令和4年12月8日)
- 文書265 公明党 外交安全保障調査会 資料3 (防衛省) (令和4年12月8日)
- 文書266 公明党 外交安全保障調査会の開催について (令和4年12月9日)
- 文書267 公明党 外交安全保障調査会 資料1-1 (NSS) (令和4年12月9日)
- 文書268 公明党 外交安全保障調査会 資料1-2 (NSS) (令和4年12月9日)
- 文書269 公明党 外交安全保障調査会 資料2 (防衛省) (令和4年12月9日)
- 文書270 公明党 外交安全保障調査会 資料3 (防衛省) (令和4年12月9日)
- 文書271 公明党 外交安全保障調査会 資料4 (防衛省) (令和4年12月9日)
- 文書272 自民党 国防部会・安全保障調査会合同会議の開催について (令和4年12月9日)
- 文書273 自民党 国防部会・安全保障調査会合同会議 資料1 (防衛省) (令和4年12月9日)
- 文書274 自民党 国防部会・安全保障調査会合同会議 資料2 (防衛省) (令和4年12月9日)
- 文書275 自民党 国防部会・安全保障調査会合同会議 資料3 (防衛省) (令和4年12月9日)
- 文書276 自民党 国防部会・安全保障調査会合同会議の開催について (令和4年12月13日)
- 文書277 自民党 国防部会・安全保障調査会合同会議 資料1 (NSS) (令和4年12月13日)
- 文書278 自民党 国防部会・安全保障調査会合同会議 資料2 (防衛省) (令和4年12月13日)
- 文書279 自民党 国防部会・安全保障調査会合同会議 資料3 (防衛省) (令和4年12月13日)
- 文書280 自民党 政調審議会の開催について (令和4年12月16日)
- 文書281 自民党 総務会の開催について (令和4年12月16日)
- 文書282 自民党 与党政策責任者会議の開催について (令和4年12

月 16 日)

- 文書 283 自民党 政調審議会、総務会、与党政策責任者会議 資料 1
(NSS) (令和 4 年 12 月 16 日)
- 文書 284 自民党 政調審議会、総務会、与党政策責任者会議 資料 2
- 1 (NSS) (令和 4 年 12 月 16 日)
- 文書 285 自民党 政調審議会、総務会、与党政策責任者会議 資料 2
- 2 (NSS) (令和 4 年 12 月 16 日)
- 文書 286 自民党 政調審議会、総務会、与党政策責任者会議 資料 2
- 3 (NSS) (令和 4 年 12 月 16 日)
- 文書 287 自民党 政調審議会、総務会、与党政策責任者会議 資料 3
- 1 (防衛省) (令和 4 年 12 月 16 日)
- 文書 288 自民党 政調審議会、総務会、与党政策責任者会議 資料 3
- 2 (防衛省) (令和 4 年 12 月 16 日)
- 文書 289 自民党 政調審議会、総務会、与党政策責任者会議 資料 3
- 3 (防衛省) (令和 4 年 12 月 16 日)
- 文書 290 自民党 政調審議会、総務会、与党政策責任者会議 資料 4
- 1 (防衛省) (令和 4 年 12 月 16 日)
- 文書 291 自民党 政調審議会、総務会、与党政策責任者会議 資料 4
- 2 (防衛省) (令和 4 年 12 月 16 日)
- 文書 292 自民党 政調審議会、総務会、与党政策責任者会議 資料 4
- 3 (防衛省) (令和 4 年 12 月 16 日)
- 文書 293 防衛力強化加速会議の設置について (通達) (防衛省 (防)
第 344 号。令和 3 年 11 月 12 日)
- 文書 294 起案用紙 (防衛力強化加速会議の設置について)
- 文書 295 (案) 防衛力強化加速会議の設置について (通達)
- 文書 296 参考資料 (防衛大臣への総理大臣指示)
- 文書 297 「第 1 回防衛力強化加速会議」の開催について
- 文書 298 第 1 回防衛力強化加速会議 配席図
- 文書 299 第 1 回「防衛力強化加速会議」 議事
- 文書 300 第 1 回会議 資料 1 防衛大臣への総理大臣指示
- 文書 301 第 1 回会議 資料 2 防衛力強化加速会議の設置について
(通達)
- 文書 302 第 1 回会議 資料 3 検討項目 (案)
- 文書 303 第 1 回防衛力強化加速会議 議事録
- 文書 304 「第 2 回防衛力強化加速会議」の開催について
- 文書 305 第 2 回防衛力強化加速会議 配席図
- 文書 306 第 2 回「防衛力強化加速会議」 議事
- 文書 307 第 2 回会議 資料 令和 3 年度補正予算の概要

文書 3 0 8 第 2 回防衛力強化加速会議 議事録
文書 3 0 9 「第 3 回防衛力強化加速会議」の開催について
文書 3 1 0 第 3 回防衛力強化加速会議 配席図
文書 3 1 1 第 3 回「防衛力強化加速会議」 議事
文書 3 1 2 第 3 回会議 資料 1 変容する安全保障環境
文書 3 1 3 第 3 回会議 資料 2
文書 3 1 4 第 3 回防衛力強化加速会議 議事録
文書 3 1 5 「第 4 回防衛力強化加速会議」の開催について
文書 3 1 6 第 4 回防衛力強化加速会議 配席図
文書 3 1 7 第 4 回「防衛力強化加速会議」 議事
文書 3 1 8 第 4 回会議 資料 1 令和 4 年度予算の概要
文書 3 1 9 第 4 回会議 資料 2 変容する安全保障環境
文書 3 2 0 会議資料（第 4 回防衛力強化加速会議 議事録）
文書 3 2 1 「第 5 回防衛力強化加速会議」の開催について
文書 3 2 2 第 5 回防衛力強化加速会議 配席図
文書 3 2 3 第 5 回「防衛力強化加速会議」 議事
文書 3 2 4 第 5 回会議 資料 1 現状と課題
文書 3 2 5 第 5 回会議 資料 2
文書 3 2 6 会議資料（第 5 回防衛力強化加速会議 議事録）
文書 3 2 7 「第 6 回防衛力強化加速会議」の開催について
文書 3 2 8 第 6 回防衛力強化加速会議 配席図
文書 3 2 9 第 6 回「防衛力強化加速会議」 議事
文書 3 3 0 第 6 回会議 資料 1 我が国の防衛政策
文書 3 3 1 第 6 回会議 資料 2 防衛力の抜本的強化に向けて
文書 3 3 2 第 6 回会議 資料 3
文書 3 3 3 第 6 回会議 資料 4
文書 3 3 4 第 6 回会議 資料 5 防衛関係費について
文書 3 3 5 第 6 回会議 資料 6 気候変動と安全保障
文書 3 3 6 会議資料（第 6 回防衛力強化加速会議 議事録）
文書 3 3 7 「第 7 回防衛力強化加速会議」の開催について
文書 3 3 8 第 7 回防衛力強化加速会議 配席図
文書 3 3 9 第 7 回「防衛力強化加速会議」 議事
文書 3 4 0 第 7 回会議 資料 主な議論の項目
文書 3 4 1 会議資料（第 7 回防衛力強化加速会議 議事録）
文書 3 4 2 「第 8 回防衛力強化加速会議」の開催について
文書 3 4 3 第 8 回防衛力強化加速会議 配席図
文書 3 4 4 第 8 回「防衛力強化加速会議」 議事
文書 3 4 5 第 8 回会議 資料 1 新たな防衛力の検討

文書 3 4 6 第 8 回会議 資料 2 衛生機能の強化
 文書 3 4 7 第 8 回会議 資料 3
 文書 3 4 8 第 8 回会議 資料 4
 文書 3 4 9 会議資料（第 8 回防衛力強化加速会議 議事録）
 文書 3 5 0 「第 9 回防衛力強化加速会議」の開催について
 文書 3 5 1 第 9 回防衛力強化加速会議 配席図
 文書 3 5 2 第 9 回「防衛力強化加速会議」 議事
 文書 3 5 3 第 9 回会議 資料 1 新たな防衛力の検討
 文書 3 5 4 第 9 回会議 資料 2
 文書 3 5 5 会議資料（第 9 回防衛力強化加速会議 議事録）
 文書 3 5 6 「第 10 回防衛力強化加速会議」の開催について
 文書 3 5 7 第 10 回防衛力強化加速会議 配席図
 文書 3 5 8 第 10 回「防衛力強化加速会議」 議事
 文書 3 5 9 第 10 回会議 資料 1 防衛生産・技術基盤の維持・強化に
 について
 文書 3 6 0 第 10 回会議 資料 2
 文書 3 6 1 第 10 回会議 資料 3 防衛生産・技術基盤の維持・強化に
 について
 文書 3 6 2 第 10 回会議 資料 4 参考資料
 文書 3 6 3 第 10 回会議 資料 5
 文書 3 6 4 会議資料（第 10 回防衛力強化加速会議 議事録）
 文書 3 6 5 「第 11 回防衛力強化加速会議」の開催について
 文書 3 6 6 第 11 回防衛力強化加速会議 配席図
 文書 3 6 7 第 11 回「防衛力強化加速会議」 議事
 文書 3 6 8 第 11 回会議 資料 1 新たな防衛力の検討
 文書 3 6 9 第 11 回会議 資料 2 同盟国・同志国等との協力・連携
 文書 3 7 0 会議資料（第 11 回防衛力強化加速会議 議事録）
 文書 3 7 1 「第 12 回防衛力強化加速会議」の開催について
 文書 3 7 2 第 12 回防衛力強化加速会議 配席図
 文書 3 7 3 第 12 回「防衛力強化加速会議」 議事
 文書 3 7 4 第 12 回会議 資料 主な議論の項目
 文書 3 7 5 会議資料（第 12 回防衛力強化加速会議 議事録）
 文書 3 7 6 「第 13 回防衛力強化加速会議」の開催について
 文書 3 7 7 第 13 回防衛力強化加速会議 配席図
 文書 3 7 8 第 13 回「防衛力強化加速会議」 議事
 文書 3 7 9 第 13 回会議 資料 1 令和 5 年度予算の概算要求に当たっ
 ての基本的な方針について
 文書 3 8 0 第 13 回会議 資料 2 令和 5 年度 概算要求の方針につい

て

- 文書 381 第13回防衛力強化加速会議 議事録
- 文書 382 「第14回防衛力強化加速会議」の開催について
- 文書 383 第14回防衛力強化加速会議 配席図
- 文書 384 第14回「防衛力強化加速会議」 議事
- 文書 385 第14回会議 資料1 我が国の防衛と予算 令和5年度概
算要求の概要
- 文書 386 第14回会議 資料2 我が国の防衛と予算 令和5年度概
算要求の概要
- 文書 387 第14回防衛力強化加速会議 議事録
- 文書 388 「第15回防衛力強化加速会議」の開催について
- 文書 389 第15回防衛力強化加速会議 配席図
- 文書 390 第15回「防衛力強化加速会議」 議事
- 文書 391 第15回会議 資料1 国家安全保障戦略について
- 文書 392 第15回会議 資料2 国家防衛戦略について
- 文書 393 第15回会議 資料3 防衛力整備計画について
- 文書 394 第15回防衛力強化加速会議 議事録
- 文書 395 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交
換（第1回） 議事次第
- 文書 396 本意見交換に係る情報保全等について
- 文書 397 第1回 資料1
- 文書 398 第1回 資料2
- 文書 399 第1回 意見交換のポイント
- 文書 400 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交
換（第2回） 議事次第
- 文書 401 第2回 資料1
- 文書 402 第2回 資料2
- 文書 403 第2回 意見交換のポイント
- 文書 404 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交
換（第3回） 議事次第
- 文書 405 第3回 資料1
- 文書 406 第3回 資料2
- 文書 407 第3回 資料3
- 文書 408 第3回 資料4
- 文書 409 第3回 意見交換のポイント
- 文書 410 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交
換（第4回） 議事次第
- 文書 411 第4回 資料1

文書 4 1 2 第 4 回 資料 2
文書 4 1 3 第 4 回 資料 3
文書 4 1 4 第 4 回 意見交換のポイント
文書 4 1 5 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交
換（第 5 回） 議事次第
文書 4 1 6 第 5 回 資料 1
文書 4 1 7 第 5 回 資料 2
文書 4 1 8 第 5 回 意見交換のポイント
文書 4 1 9 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交
換（第 6 回） 議事次第
文書 4 2 0 第 6 回 資料 1
文書 4 2 1 第 6 回 資料 2
文書 4 2 2 第 6 回 意見交換のポイント
文書 4 2 3 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交
換（第 7 回） 議事次第
文書 4 2 4 第 7 回 資料 1
文書 4 2 5 第 7 回 資料 2
文書 4 2 6 第 7 回 資料 3
文書 4 2 7 第 7 回 資料 4
文書 4 2 8 第 7 回 意見交換のポイント
文書 4 2 9 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交
換（第 8 回） 議事次第
文書 4 3 0 第 8 回 資料 1
文書 4 3 1 第 8 回 資料 2
文書 4 3 2 第 8 回 資料 3
文書 4 3 3 第 8 回 資料 4
文書 4 3 4 第 8 回 意見交換のポイント
文書 4 3 5 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交
換（第 9 回） 議事次第
文書 4 3 6 第 9 回 資料 1
文書 4 3 7 第 9 回 資料 2
文書 4 3 8 第 9 回 資料 3
文書 4 3 9 第 9 回 資料 4
文書 4 4 0 第 9 回 意見交換のポイント
文書 4 4 1 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交
換（第 10 回） 議事次第
文書 4 4 2 第 10 回 資料 1
文書 4 4 3 第 10 回 資料 2

文書４４４ 第１０回 資料３
文書４４５ 第１０回 意見交換のポイント
文書４４６ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１１回） 議事次第
文書４４７ 第１１回 資料１
文書４４８ 第１１回 資料２
文書４４９ 第１１回 意見交換のポイント
文書４５０ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１２回） 議事次第
文書４５１ 第１２回 資料１
文書４５２ 第１２回 資料２
文書４５３ 第１２回 意見交換のポイント
文書４５４ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１３回） 議事次第
文書４５５ 第１３回 資料１
文書４５６ 第１３回 資料２
文書４５７ 第１３回 資料３
文書４５８ 第１３回 意見交換のポイント
文書４５９ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１４回） 議事次第
文書４６０ 第１４回 資料１
文書４６１ 第１４回 資料２
文書４６２ 第１４回 意見交換のポイント
文書４６３ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１５回） 議事次第
文書４６４ 第１５回 資料
文書４６５ 第１５回 意見交換のポイント
文書４６６ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１６回） 議事次第
文書４６７ 第１６回 資料１
文書４６８ 第１６回 資料２
文書４６９ 第１６回 資料３
文書４７０ 第１６回 意見交換のポイント
文書４７１ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１７回） 議事次第
文書４７２ 第１７回 資料１
文書４７３ 第１７回 資料２
文書４７４ 第１７回 資料３

- 文書４７５ 第１７回 意見交換のポイント
- 文書４７６ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（議論の要旨）
- 文書４７７ 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議の開催について
- 文書４７８ 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第１回）
資料１
- 文書４７９ 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第１回）
資料２
- 文書４８０ 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第１回）
資料３
- 文書４８１ 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第１回）
資料４
- 文書４８２ 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第１回）
議事要旨
- 文書４８３ 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第１回）
議事録
- 文書４８４ 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第２回）
資料１
- 文書４８５ 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第２回）
資料２
- 文書４８６ 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第２回）
資料３
- 文書４８７ 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第２回）
資料４
- 文書４８８ 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第２回）
補足資料
- 文書４８９ 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第２回）
議事要旨
- 文書４９０ 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第２回）
議事録
- 文書４９１ 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第３回）
資料１
- 文書４９２ 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第３回）
資料２
- 文書４９３ 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第３回）
資料３
- 文書４９４ 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第３回）

資料 4

文書 4 9 5 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第 3 回）

資料 5

文書 4 9 6 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第 3 回）

議事要旨

文書 4 9 7 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第 3 回）

議事録

文書 4 9 8 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第 4 回）

資料

文書 4 9 9 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第 4 回）

議事要旨

文書 5 0 0 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第 4 回）

議事録

文書 5 0 1 「国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議」報告書

文書 5 0 2 記者ブリーフ資料 新たな 3 文書の体系の考え方

文書 5 0 3 記者ブリーフ資料 国家安全保障戦略（概要）

文書 5 0 4 記者ブリーフ資料 国家安全保障戦略

文書 5 0 5 記者ブリーフ資料 国家防衛戦略（概要）

文書 5 0 6 記者ブリーフ資料 国家防衛戦略

文書 5 0 7 記者ブリーフ資料 次期防衛力整備計画について

文書 5 0 8 記者ブリーフ資料 防衛力整備計画

文書 5 0 9 論説懇資料 新たな 3 文書の体系の考え方

文書 5 1 0 論説懇資料 国家安全保障戦略（概要）

文書 5 1 1 論説懇資料 国家安全保障戦略（令和 4 年 1 2 月 1 6 日 国家安全保障会議・閣議決定）

文書 5 1 2 論説懇資料 国家防衛戦略（概要）

文書 5 1 3 論説懇資料 国家防衛戦略（令和 4 年 1 2 月 1 6 日 国家安全保障会議・閣議決定）

文書 5 1 4 論説懇資料 防衛力整備計画（令和 4 年 1 2 月 1 6 日 国家安全保障会議・閣議決定）

文書 5 1 5 外プレブリーフ資料 (Outline) National Defense Strategy

文書 5 1 6 ブリーフ資料 (Outline) National Defense Strategy

文書 5 1 7 ブリーフ資料 Overview of Defense Buildup Program

文書 5 1 8 ブリーフ資料 (DRAFT) Defense Buildup Program

文書 5 1 9 ブリーフ資料 E l e m e n t s t o B e I n c l u
 d e d i n t h e D e f e n s e B u i l d u p P
 r o g r a m

文書 5 2 0	国家防衛戦略について（協議）	国家防衛戦略【P】
文書 5 2 1	国家防衛戦略について（協議）	別紙（意見フォーマット）
文書 5 2 2	国家防衛戦略について（協議）	回答 1
文書 5 2 3	国家防衛戦略について（協議）	回答 2
文書 5 2 4	国家防衛戦略について（協議）	回答 3
文書 5 2 5	国家防衛戦略について（協議）	回答 4
文書 5 2 6	国家防衛戦略について（協議）	回答 5
文書 5 2 7	国家防衛戦略について（協議）	回答 6
文書 5 2 8	国家防衛戦略について（協議）	回答 7
文書 5 2 9	国家防衛戦略について（協議）	回答 8
文書 5 3 0	国家防衛戦略について（協議）	回答 9
文書 5 3 1	国家防衛戦略について（協議）	回答 1 0
文書 5 3 2	国家防衛戦略について（協議）	回答 1 1
文書 5 3 3	国家防衛戦略について（協議）	回答 1 2
文書 5 3 4	国家防衛戦略について（協議）	回答 1 3
文書 5 3 5	国家防衛戦略について（協議）	回答 1 4
文書 5 3 6	国家防衛戦略について（協議）	回答 1 5
文書 5 3 7	国家防衛戦略について（協議）	回答 1 6
文書 5 3 8	国家防衛戦略について（協議）	回答 1 7
文書 5 3 9	国家防衛戦略について（協議）	回答 1 8
文書 5 4 0	国家防衛戦略について（協議）	回答 1 9
文書 5 4 1	国家防衛戦略について（協議）	回答 2 0
文書 5 4 2	国家防衛戦略について（協議）	回答 2 1
文書 5 4 3	国家防衛戦略について（協議）	回答 2 2
文書 5 4 4	国家防衛戦略について（協議）	回答 2 3
文書 5 4 5	国家防衛戦略について（協議）	回答 2 4
文書 5 4 6	国家防衛戦略について【P】	
文書 5 4 7	防衛力整備計画について【P】（かがみ）	
文書 5 4 8	防衛力整備計画について【P】（別紙）	
文書 5 4 9	反撃能力について（2022年12月 防衛省）	
文書 5 5 0	起案用紙（国家防衛戦略について）	
文書 5 5 1	（案）国家防衛戦略について	
文書 5 5 2	国家防衛戦略について（令和4年12月16日 閣議決定案） （案）	
文書 5 5 3	（別紙）国家防衛戦略（令和4年12月）（案）	

文書554 国家防衛戦略について（防衛防（防）第492号。令和4年12月16日）

文書555 （別紙）国家防衛戦略（令和4年12月）

文書556 国家防衛戦略について（令和4年12月16日 閣議決定案）

文書557 「国家安全保障戦略」概要（令和4年12月16日）

文書558 「国家安全保障戦略」概要（令和4年12月27日）

文書559 「国家安全保障戦略」（令和4年12月16日 国家安全保障会議・閣議決定）

文書560 National Security Strategy (NSS) –English Version–

文書561 国家安全保障戦略（2022）パンフレット –日本語版–

文書562 National Security Strategy (2022) Pamphlet –English Version–

文書563 「国家防衛戦略」概要

文書564 国家防衛戦略（概要）

文書565 「国家防衛戦略」（令和4年12月16日 国家安全保障会議・閣議決定）

文書566 National Defense Strategy（英文）

文書567 「防衛力整備計画」概要

文書568 「防衛力整備計画」（令和4年12月16日 国家安全保障会議・閣議決定）（令和4年12月16日）

文書569 Defense Buildup Program（英文）

文書570 （大臣秘書官用）令和3年12月16日（木） 参・予算委 白 眞勲君（立憲） 問

文書571 （対総理）1月21日 参・本会議 宇都 隆史君 問15

文書572 （大臣用）令和4年1月26日（水）衆・予算委 中谷 真一君（自民） 問3

文書573 （大臣用）令和4年2月16日（水）衆・予算委第1分科会 鈴木 英敬君（自） 問10

文書574 （副大臣用）令和4年2月17日（木）衆・予算委（第三分科会） 宮本 徹君（共） 問2

文書575 （大臣用）令和4年4月12日（火）参・外防委 音喜多駿君（維新） 問12

文書576 （政府参考人用）令和4年4月18日（月） 参・決算委 宇都 隆史 君（自民） 問9

文書577 （大臣用）令和4年4月18日（月）参・決算委 宇都 隆

史 君（自民） 問 1 1

文書 5 7 8 （大臣用）令和 4 年 5 月 3 0 日（月）参・予算委 三浦 信
祐君（公明） 問 2

文書 5 7 9 （対総理）5 月 3 0 日 参・予算委 三浦 信祐君 問 5

文書 5 8 0 （対総理）1 0 月 6 日 衆・本会議 石井 啓一君 問 1 7

文書 5 8 1 （対総理）1 0 月 1 7 日 衆・予算委 萩生田 光一君 問
2

文書 5 8 2 （大臣用）令和 4 年 1 0 月 1 7 日（月） 衆・予算委 萩生
田 光一君（自民） 問 2

文書 5 8 3 （大臣用）令和 4 年 1 0 月 1 8 日（火） 衆・予算委 長妻
昭君（立憲） 問 2

文書 5 8 4 （対総理）1 0 月 1 8 日 衆・予算委 長妻 昭君 問 7

文書 5 8 5 （大臣用）令和 4 年 1 0 月 1 9 日（水） 参・予算委 小西
洋之君（立憲） 問 1

文書 5 8 6 （大臣用）令和 4 年 1 0 月 1 9 日（水） 参・予算委 小西
洋之君（立憲） 問 2

文書 5 8 7 （対総理）1 0 月 1 9 日 参・予算委 小西 洋之君 問 1
5

文書 5 8 8 （大臣用）令和 4 年 1 0 月 2 7 日（木） 衆・安保委 國場
幸之助君（自民） 問 2

文書 5 8 9 （大臣用）令和 4 年 1 0 月 2 8 日（金） 衆・安保委 重徳
和彦君（立憲） 問 1 0

文書 5 9 0 （政府参考人用）令和 4 年 1 0 月 2 8 日（金） 衆・安保委
伊藤 俊輔君（立憲） 問 3

文書 5 9 1 （副大臣用）令和 4 年 1 1 月 1 日（火） 参・外防委 佐藤
正久君（自民） 問 1

文書 5 9 2 （大臣用）令和 4 年 1 1 月 1 日（火） 参・外防委 小西
洋之君（立憲） 問 5

文書 5 9 3 （大臣用）令和 4 年 1 1 月 1 日（火） 参・外防委 小西
洋之君（立憲） 問 7

文書 5 9 4 （大臣用）令和 4 年 1 1 月 1 日（火） 参・外防委 小西
洋之君（立憲） 問 8

文書 5 9 5 （大臣用）令和 4 年 1 1 月 8 日（火） 参・外防委 小西
洋之君（立憲） 問 1 0

文書 5 9 6 （大臣用）令和 4 年 1 1 月 8 日（火） 参・外防委 伊波
洋一君（沖縄） 問 1

文書 5 9 7 （大臣用）令和 4 年 1 1 月 8 日（火） 参・外防委 小西
洋之君（立憲） 問 9

文書598 (大臣用) 令和4年11月15日(火) 参・外防委 羽田
 次郎君(立憲) 問4
 文書599 (大臣用) 令和4年11月15日(火) 参・外防委 小西
 洋之君(立憲) 問6
 文書600 (大臣用) 令和4年11月15日(火) 参・外防委 小西
 洋之君(立憲) 問7
 文書601 (大臣用) 令和4年11月22日(火) 参・外防委 小西
 洋之君(立憲) 問1
 文書602 (大臣用) 令和4年11月30日(水) 参・予算委 堀井
 巖君(自民) 問4
 文書603 (対総理) 11月30日 参・予算委 堀井 巖君 問8
 文書604 (茂木審議官手持ち) 令和4年12月6日(火) 参・外防
 委 小西 洋之君(立憲) 問
 文書605 (茂木審議官手持ち) 令和4年12月6日(火) 参・外防
 委 小西 洋之君(立憲) 更問
 文書606 (大臣用) 令和4年12月6日(火) 参・外防委 小西
 洋之君(立憲) 追加問
 文書607 (茂木審議官手持ち) 令和4年12月6日(火) 参・外防
 委 小西洋之 君(立憲) 問
 文書608 (大臣用) 令和4年12月6日(火) 参・外防委 小西洋
 之君(立憲) 問17
 文書609 (大臣用) 令和4年12月8日(木) 衆・安保委 長島 昭
 久君(自民) 問4
 文書610 (政府参考人用) 令和4年12月8日(木) 衆・安保委 渡
 辺 周君(立憲) 問1
 文書611 (大臣用) 令和4年12月8日(木) 衆・安保委 渡辺
 周君(立憲) 問4
 文書612 01 中期防 別表装備品の整備状況(令和4年度予算)
 文書613 令和5年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針につ
 て(令和4年7月29日閣議了解) (抄)
 文書614 04 補正中期防対象経費
 文書615 26 中期防の経費結果
 文書616 GNP1%枠について
 文書617 防衛力についての考え方の変遷
 文書618 中期防総額の推移
 文書619 次期整備計画で目指す機動展開体制を構築するために必要な
 主な事業
 文書620 令和3年12月17日(金) 記者実問

文書621 令和4年6月28日（火） 報道等関連想定
 文書622 令和4年8月5日（金） 記者実問
 文書623 令和4年9月26日（月曜日） 幹事社問
 文書624 令和4年10月11日（火曜日） 報道等関連想定
 文書625 令和4年11月4日（金曜日） 報道等関連想定
 文書626 令和4年11月29日（火曜日） 報道等関連想定
 文書627 令和4年12月2日（金曜日） 報道等関連想定
 文書628 令和4年12月6日（火曜日） 記者実問2
 文書629 令和4年12月6日（火曜日） 報道等関連想定2
 文書630 令和4年12月13日（火曜日） 念のため報道等関連想定
 文書631 令和4年12月13日（火曜日） 報道等関連想定
 文書632 説明要求使用資料（令和4年8月）（令和5年度 防衛関係
 費（概算要求）の検討状況について）
 文書633 説明要求使用資料（令和4年11月）
 文書634 資料要求回答（令和4年10月）（新たな防衛力の検討）
 文書635 説明要求使用資料（令和4年12月）（防衛力整備計画の概
 要）
 文書636 説明要求使用資料（令和4年12月）（防衛力整備計画につ
 いて） 1
 文書637 説明要求使用資料（令和4年12月）（防衛力整備計画につ
 いて） 2
 文書638 公明党 外交安全保障調査会 手持ち資料
 文書639 与党WT（第13回） 資料（席上回収資料）
 文書640 与党WT（第14回） 資料1（席上回収資料）
 文書641 与党WT（第14回） 資料2（席上回収資料）
 文書642 与党WT（第14回） 資料3（席上回収資料）
 文書643 与党WT（第15回） 資料1（席上回収資料）
 文書644 与党WT（第15回） 資料2（席上回収資料）
 文書645 与党WT（第15回） 資料3（席上回収資料）
 文書646 与党WT（第15回） 資料4（席上回収資料）
 文書647 公明党 外交安全保障調査会 資料
 文書648 自民党 税制調査会小委員会 資料
 文書649 公明党 政調全体会議 部会長会議 資料1
 文書650 公明党 政調全体会議 部会長会議 資料2
 文書651 防衛力整備計画（協議）文書案（20221214）
 文書652 防衛力整備計画について（協議） 別紙（意見フォーマット）
 文書653 防衛力整備計画について（協議） 回答1
 文書654 防衛力整備計画について（協議） 回答2

文書 6 5 5 防衛力整備計画について（協議） 回答 3
 文書 6 5 6 防衛力整備計画について（協議） 回答 4
 文書 6 5 7 防衛力整備計画について（協議） 回答 5
 文書 6 5 8 防衛力整備計画について（協議） 回答 6
 文書 6 5 9 防衛力整備計画について（協議） 回答 7
 文書 6 6 0 防衛力整備計画について（協議） 回答 8
 文書 6 6 1 防衛力整備計画について（協議） 回答 9
 文書 6 6 2 防衛力整備計画について（協議） 回答 1 0
 文書 6 6 3 防衛力整備計画について（協議） 回答 1 1
 文書 6 6 4 防衛力整備計画について（協議） 回答 1 2
 文書 6 6 5 防衛力整備計画について（協議） 回答 1 3
 文書 6 6 6 防衛力整備計画について（協議） 回答 1 4
 文書 6 6 7 防衛力整備計画について（協議） 回答 1 5
 文書 6 6 8 防衛力整備計画について（協議） 回答 1 6
 文書 6 6 9 起案用紙（防衛力整備計画について）
 文書 6 7 0 （案）防衛力整備計画について
 文書 6 7 1 防衛力整備計画について（令和 4 年 1 2 月 1 6 日 閣議決定
 案）（案）
 文書 6 7 2 （別紙）防衛力整備計画（令和 4 年 1 2 月）（案）
 文書 6 7 3 （別紙）防衛力整備計画（令和 4 年 1 2 月）
 文書 6 7 4 防衛力整備計画について（令和 4 年 1 2 月 1 6 日 閣議決定
 案）
 文書 6 7 5 防衛力整備計画について（防整計（防）第 4 9 3 号。令和 4
 年 1 2 月 1 6 日）
 文書 6 7 6 開示請求された「「3 文書や防衛力の抜本的強化について」
 （令和 4 年 1 2 月 1 6 日岸田内閣総理大臣記者会見）の議論に
 関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全て。」に係る行
 政文書のうち、文書 2 ないし文書 6 7 5 以外の文書
 文書 6 7 7 開示請求された「「3 文書や防衛力の抜本的強化について」
 （令和 4 年 1 2 月 1 6 日岸田内閣総理大臣記者会見）の議論に
 関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち防官文
 第 2 9 8 2 号（2 0 2 2． 1 2． 2 1－本本 B 2 2 3 2）で残
 りの部分とされた全て、及び当該請求（2 0 2 2． 1 2． 2 1
 －本本 B 2 2 3 2）の後に綴られた文書の全て（但し防衛省ホ
 ームページに掲載されたものは除く）。」に係る行政文書のう
 ち、文書 3 ないし文書 6 3 5 及び文書 6 3 8 ないし文書 6 7 5
 以外の文書
 文書 6 7 8 開示請求された「「3 文書や防衛力の抜本的強化について」

（令和４年１２月１６日岸田内閣総理大臣記者会見）の議論に
関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち防官文
第９４６７号（２０２３．２．２７－本本Ｂ２８４１）で残り
の部分とされた全て、及び当該請求（２０２３．２．２７－本
本Ｂ２８４１）の後に綴られた文書の全て（但し防衛省ホーム
ページに掲載されたものは除く）。」に係る行政文書のうち、
文書４ないし文書６３５及び文書６３８ないし文書６７５以外
の文書

３ 改めて開示決定等すべき文書

（１）本件請求文書１に係る文書

- ア 説明要求使用資料（令和４年１２月）（防衛力整備計画について） ３
- イ 自民党 税制調査会 正副・顧問・幹事会議② 資料
- ウ 公明党 政調全体会議 部長会議 資料 ３

（２）本件請求文書２及び本件請求文書３に係る文書

- ア 自民党 税制調査会 正副・顧問・幹事会議② 資料
- イ 公明党 政調全体会議 部長会議 資料 ３

別表 1 (原処分で不開示とした部分及び不開示とした理由)

番号	文書番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 1 3	5 枚目の一部	携帯電話番号については、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、役所電話番号については、これを公にすることにより、いたずらや偽計等を使用され、必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 1 号及び 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
	文書 1 8	4 枚目の一部	
	文書 1 9	4 枚目及び 5 枚目のそれぞれ一部	
	文書 2 0	5 枚目の一部	
	文書 2 1		
	文書 2 9	3 枚目の一部	
	文書 3 2	4 枚目の一部	
	文書 4 6	5 枚目の一部	
	文書 4 9	4 枚目の一部	
	文書 6 8	3 枚目の一部	
	文書 6 9	3 枚目及び 4 枚目のそれぞれ一部	
	文書 7 7	4 枚目の一部	
	文書 9 0		
	文書 5 7 9	7 枚目の一部	
	文書 5 8 0	3 枚目及び 4 枚目のそれぞれ一部	
	文書 5 8 1		
	文書 5 8 4	5 枚目及び 6 枚目のそれぞれ一部	
	文書 5 8 7	3 枚目及び 4 枚目のそれぞれ一部	
	文書 6 0 3	4 枚目及び 5 枚目のそれぞれ一部	
2	文書 2 1	1 枚目及び 5 枚目のそれぞれ一部（5 枚目の電話番号を除く。）	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 1 号及び 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
	文書 2 3	1 枚目の一部	
	文書 3 2	1 枚目及び 4 枚目のそれぞれ一部（4 枚目の電話番号を除く。）	
	文書 3 3	1 枚目の一部	
	文書 3 5		

	文書 4 2		
	文書 4 8		
	文書 4 9	1 枚目及び 4 枚目の それぞれ一部（4 枚 目の 電 話 番 号 を 除 く。）	
	文書 5 0	1 枚目の一部	
	文書 7 2		
	文書 7 7	1 枚目及び 4 枚目の それぞれ一部（4 枚 目の 電 話 番 号 を 除 く。）	
	文書 7 8	1 枚目の一部	
	文書 8 2		
	文書 9 2		
	文書 9 3		
	文書 9 8		
	文書 1 0 0		
	文書 5 7 2		
	文書 5 7 3		
	文書 5 7 7		
	文書 5 7 8		
	文書 5 7 9	1 枚目及び 7 枚目の それぞれ一部（7 枚 目の 電 話 番 号 を 除 く。）	
	文書 5 8 7	1 枚目及び 3 枚目の それぞれ一部（3 枚 目の 電 話 番 号 を 除 く。）	
	文書 5 9 1	1 枚目の一部	
	文書 5 9 2		
	文書 5 9 8		
	文書 6 0 6	1 枚目のそれぞれ一 部	
	文書 6 0 9	1 枚目の一部	
3	文書 1 6 2	3 0 枚目から 3 2 枚	個人に関する情報であり、こ

		目までのそれぞれ一部	れを公にすることにより、特定の個人を識別することができることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
	文書207	20枚目から22枚目までのそれぞれ一部	
4	文書166	1枚目の一部	法人その他の団体に関する情報であり、これを公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条2号イ及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
	文書171		
	文書173		
	文書190		
	文書196		
	文書208		
	文書213		
	文書218		
	文書224		
	文書230		
	文書232		
	文書234		
	文書241		
	文書246		
	文書251		
	文書255		
	文書261		
	文書266		
	文書272		
	文書276		
	文書280		
	文書281		
	文書282		
5	文書210	2枚目及び5枚目から10枚目までのそれぞれ内容の全て	政府部内における検討に関する情報であり、これを公にすることにより、我が国の安全保障上の関心事項が推察され、国の安全が害されるおそれがあるとともに、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、さらに国の機関
	文書223	1枚目及び2枚目のそれぞれ内容の全て	
	文書227	1枚目の一部	
		2枚目から4枚目までのそれぞれ内容の全て	

	文書 2 2 8	1 枚目の内容の全て	が行う行政事務に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 3 号、5 号及び 6 号柱書きに該当するため不開示とした。	
	文書 2 2 9	1 枚目の一部		
	文書 2 3 1	1 枚目の一部		
		2 枚目から 1 7 枚目までのそれぞれ内容の全て		
	文書 2 3 5	1 枚目の内容の全て		
	文書 2 3 9			
	文書 2 6 0	1 枚目の一部		
		2 枚目の全て		
		3 枚目及び 4 枚目のそれぞれ内容の全て		
	文書 2 7 1	1 枚目の内容の全て		
	文書 2 7 5			
	文書 6 1 9	1 枚目の一部		
	文書 6 3 3	1 枚目の一部		
		2 枚目から 4 枚目までのそれぞれ内容の全て		
	文書 6 3 9	1 枚目の内容の全て		
	文書 6 4 2			
	文書 6 4 3	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ内容の全て		
	文書 6 4 4	1 枚目の内容の全て		
	文書 6 4 5			
	文書 6 4 6			
	文書 6 4 8	1 枚目の一部		
		2 枚目から 2 1 枚目までのそれぞれ内容の全て		
6	文書 2 1 1	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ内容の全て	政府部内における検討に関する情報であり、これを公にすることにより、我が国の安全保障上の関心事項が推察され、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそ	
	文書 2 1 2	1 枚目の内容の全て		
	文書 2 1 6	1 枚目から 1 4 枚目までのそれぞれ内容の全て		
	文書 2 2 2	1 枚目の一部		

		2枚目から6枚目まで及び8枚目から16枚目までのそれぞれ内容の全て	れがあるとともに、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、さらに国の機関が行う行政事務に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条3号、5号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
		7枚目の全て	
	文書225	1枚目の一部	
		2枚目から11枚目までのそれぞれ内容の全て	
	文書226	1枚目の一部	
		2枚目から13枚目まで、15枚目及び16枚目のそれぞれ内容の全て	
		14枚目の全て	
	文書233	1枚目の一部	
		2枚目から21枚目までのそれぞれ内容の全て	
	文書240	1枚目の内容の全て	
	文書245	1枚目の一部	
	文書250	1枚目の一部	
		2枚目から16枚目までのそれぞれ内容の全て	
	文書258	1枚目の一部	
2枚目から13枚目まで及び15枚目のそれぞれ内容の全て			
14枚目の全て			
文書259	1枚目の内容の全て		
文書262			
文書267	1枚目の内容の全て		
7	文書236	1枚目及び2枚目のそれぞれ一部	政府部内における検討に関する情報であり、これを公にすることにより、我が国の安全保障上の関心事項が推察さ
		3枚目から11枚目までのそれぞれ内容	

		の全て	れ、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあるとともに、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、さらに国の機関が行う行政事務に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条3号、5号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
文書237		1枚目の一部	
		2枚目から16枚目	
文書238		までのそれぞれ内容の全て	
文書242		1枚目及び2枚目のそれぞれ一部	
		3枚目から11枚目までのそれぞれ内容の全て	
文書243		1枚目の一部	
		2枚目から16枚目	
文書244		までのそれぞれ内容の全て	
文書247		1枚目から30枚目までのそれぞれ一部	
文書248		1枚目から32枚目までのそれぞれ一部	
文書249		1枚目から47枚目までのそれぞれ一部	
文書252		1枚目から30枚目までのそれぞれ一部	
文書253		1枚目から32枚目までのそれぞれ一部	
文書254		1枚目から43枚目までのそれぞれ一部	
文書263		1枚目及び2枚目のそれぞれ一部	
		3枚目から11枚目までのそれぞれ内容の全て	
文書264		1枚目の一部	
		2枚目から16枚目	
文書265		までのそれぞれ内容の全て	
文書268		1枚目及び2枚目のそれぞれ一部	

		3枚目から11枚目 までのそれぞれ内容 の全て	
文書269		1枚目の一部	
文書270		2枚目から16枚目 までのそれぞれ内容 の全て	
文書273			
文書274			
文書277		1枚目から30枚目 までのそれぞれ一部	
文書278		1枚目から32枚目 までのそれぞれ一部	
文書279		1枚目から38枚目 までのそれぞれ一部	
文書520		1枚目から32枚目 までのそれぞれ一部	
文書638		1枚目の一部	
		2枚目から17枚目 までのそれぞれ内容 の全て	
文書640		1枚目の一部	
文書641		1枚目の一部	
		2枚目から17枚目 までのそれぞれ内容 の全て	
文書647		1枚目から34枚目 までのそれぞれ一部	
		35枚目の全て	
		36枚目及び37枚 目のそれぞれ内容の 全て	
文書649		1枚目の一部	
文書650		2枚目から35枚目 まで及び37枚目の それぞれ一部	
		36枚目及び38枚 目のそれぞれ内容の	

		全て	
	文書 6 5 1	1 枚目から 3 4 枚目 までのそれぞれ一部	
		3 5 枚目から 3 7 枚 目までのそれぞれ内 容の全て	
8	文書 2 2 1	2 枚目から 8 枚目ま でのそれぞれ一部	防衛省・自衛隊における防衛 力整備に関する情報であり、 これを公にすることにより、 防衛省・自衛隊の防衛構想等 が推察され、国の安全が害さ れるおそれ、他国若しくは国 際機関との信頼関係が損なわ れるおそれ又は他国若しくは 国際機関との交渉上不利益を 被るおそれがあるととも、 国の機関の内部又は相互間 における審議、検討又は協議 に関する情報であり、これを公 にすることにより、率直な意 見の交換若しくは意思決定の 中立性が不当に損なわれるお それ、不当に国民の間に混乱 を生じさせるおそれがあるこ とから、法 5 条 3 号及び 5 号 に該当するため不開示とし た。
9	文書 3 0 2	1 枚目の一部	防衛省・自衛隊における審 議、検討又は協議に関する情 報であり、これを公にすること により、率直な意見の交換 若しくは意思決定の中立性が 不当に損なわれるおそれがあ るとともに、我が国の安全保 障上の関心事項等が推察され ることとなり、敵対する勢力 等からの妨害や対抗措置を容
	文書 3 1 2	1 枚目の一部	
		2 枚目から 1 2 枚目 までのそれぞれ全て	
	文書 3 1 3	1 枚目の一部	
		2 枚目から 1 5 枚目 までのそれぞれ全て	
	文書 3 1 9	1 枚目の一部	
		2 枚目から 4 4 枚目 までのそれぞれ全て	

文書 3 2 4	2 枚目から 3 0 枚目 までのそれぞれ全て	易ならしめ、我が国の安全が 害されるおそれがあることか ら、法 5 条 3 号及び 5 号に該 当するため不開示とした。
文書 3 2 5	全て	
文書 3 3 0	2 枚目から 6 9 枚目 までのそれぞれ全て	
文書 3 3 1	1 枚目の一部	
	2 枚目から 1 2 枚目 までのそれぞれ全て	
文書 3 3 2	1 枚目から 4 枚目ま でのそれぞれ一部	
文書 3 3 3	全て	
文書 3 3 4	2 枚目から 1 6 枚目 までのそれぞれ全て	
文書 3 3 5	2 枚目から 8 枚目ま で及び 1 0 枚目から 1 6 枚目までのそれ ぞれ全て	
文書 3 4 0	1 枚目の一部	
文書 3 4 5	1 枚目の一部	
	2 枚目から 1 2 枚目 までのそれぞれ全て	
文書 3 4 6	2 枚目から 8 枚目ま でのそれぞれ全て	
文書 3 4 7	全て	
文書 3 4 8		
文書 3 5 3	1 枚目の一部	
	3 枚目から 6 枚目ま で、 8 枚目から 1 4 枚目まで及び 1 6 枚 目から 2 0 枚目まで のそれぞれ全て	
文書 3 5 4	1 枚目の一部	
	2 枚目から 8 枚目ま でのそれぞれ内容の 全て	
文書 3 5 9	1 枚目の一部	
	2 枚目から 5 枚目ま	

		でのそれぞれ全て	
	文書 3 6 0	全て	
	文書 3 6 1	1 枚目の一部	
		2 枚目から 1 6 枚目 までのそれぞれ全て	
	文書 3 6 2	2 枚目から 1 7 枚目 までのそれぞれ全て	
	文書 3 6 3	全て	
	文書 3 6 8	1 枚目の一部	
		2 枚目から 8 枚目ま でのそれぞれ全て	
	文書 3 6 9	2 枚目から 9 枚目ま でのそれぞれ全て	
	文書 3 7 4	1 枚目の一部	
	文書 3 8 0		
	文書 3 9 4	2 枚目から 5 枚目ま で及び 7 枚目から 9 枚目までのそれぞれ 一部	
		6 枚目の内容の全て	
1 0	文書 3 0 3	2 枚目から 6 枚目ま でのそれぞれ一部	防衛省・自衛隊における審 議、検討又は協議に関する情 報であり、これを公にすること により、率直な意見の交換 若しくは意思決定の中立性が 不当に損なわれるおそれがあ るとともに、我が国の安全保 障上の関心事項等が推察され ることとなり、敵対する勢力 等からの妨害や対抗措置を容 易ならしめ、我が国の安全が 害されるおそれがあることか ら、法 5 条 3 号及び 5 号に該 当するため不開示とした。
	文書 3 1 4	2 枚目、4 枚目、5 枚目、7 枚目及び 8 枚目のそれぞれ一部	
		3 枚目及び 6 枚目の それぞれ内容の全て	
	文書 3 2 0	3 枚目から 1 0 枚目 までのそれぞれ一部	
	文書 3 2 6	3 枚目、4 枚目、6 枚目から 1 5 枚目ま で及び 1 7 枚目のそ れぞれ一部	
		5 枚目及び 1 6 枚目 のそれぞれ内容の全 て	
	文書 3 3 6	3 枚目、5 枚目、6	

		枚目及び 8 枚目から 1 0 枚目までのそれ ぞれ一部	
		4 枚目及び 7 枚目の それぞれ内容の全て	
	文書 3 4 1	3 枚目から 1 2 枚目 までのそれぞれ一部	
	文書 3 4 9	3 枚目から 7 枚目ま で及び 9 枚目から 1 2 枚目までのそれぞ れ一部	
		8 枚目の内容の全て	
	文書 3 5 5	3 枚目から 7 枚目ま で及び 9 枚目から 1 5 枚目までのそれぞ れ一部	
		8 枚目の内容の全て	
	文書 3 6 4	3 枚目から 5 枚目ま で、 8 枚目、 9 枚 目、 1 1 枚目、 1 2 枚目及び 1 4 枚目か ら 1 6 枚目までのそ れぞれ一部	
		6 枚目、 7 枚目、 1 0 枚目及び 1 3 枚目 のそれぞれ内容の全 て	
	文書 3 7 0	3 枚目、 4 枚目及び 6 枚目から 1 6 枚目 までのそれぞれ一部	
		5 枚目の内容の全て	
	文書 3 7 5	2 枚目から 9 枚目ま でのそれぞれ一部	
	文書 3 8 1	2 枚目から 6 枚目ま でのそれぞれ一部	
	文書 3 8 7	2 枚目、 5 枚目から 1 0 枚目まで及び 1	

		2枚目のそれぞれ一部	
		3枚目、4枚目及び11枚目のそれぞれ内容の全て	
11	文書308	2枚目及び3枚目のそれぞれ一部	防衛省・自衛隊における審議、検討又は協議に関する情報であり、これを公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法5条5号に該当するため不開示とした。
12	文書294	1枚目の一部	内線番号については、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
	文書550		
	文書669		
13	文書397	1枚目の一部	政府部内における審議、検討又は協議に関する情報であり、これを公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが
		2枚目の内容の全て	
	文書398	1枚目から6枚目までのそれぞれ内容の全て	
	文書399	1枚目、3枚目及び5枚目のそれぞれ一部	
		2枚目、4枚目、6枚目及び8枚目から13枚目までのそれぞれ内容の全て	

		7枚目の全て	あることから、法5条5号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
文書401		1枚目及び3枚目のそれぞれ一部	
		2枚目及び4枚目から10枚目までのそれぞれ全て	
文書402		1枚目の一部	
		2枚目の内容の全て	
文書403		1枚目、4枚目、6枚目、9枚目及び12枚目のそれぞれ一部	
		2枚目、3枚目及び13枚目のそれぞれ内容の全て	
		5枚目、7枚目、8枚目、10枚目、11枚目及び14枚目のそれぞれ全て	
文書405		1枚目の一部	
		2枚目及び3枚目のそれぞれ内容の全て	
文書406		全て	
文書407		1枚目の一部	
		2枚目から11枚目までのそれぞれ内容の全て	
文書408		1枚目の一部	
		2枚目の全て	
文書409		1枚目の一部	
		2枚目の内容の全て	
文書411		1枚目の一部	
		2枚目から11枚目までのそれぞれ内容の全て	
文書412		全て	
文書413		1枚目の一部	

		2枚目及び3枚目の それぞれ全て	
文書4 1 4		1枚目の一部	
		2枚目の内容の全て	
文書4 1 6		1枚目及び4枚目の それぞれ一部	
		2枚目及び3枚目の それぞれ内容の全て	
文書4 1 7		1枚目の一部	
		2枚目の全て	
文書4 1 8		1枚目の一部	
		2枚目の内容の全て	
文書4 2 0		1枚目の一部	
		2枚目から10枚目 まで、12枚目及び 15枚目から34枚 目までのそれぞれ内 容の全て	
		11枚目、13枚目 及び14枚目のそれ ぞれ全て	
文書4 2 1		1枚目の一部	
		2枚目及び3枚目の それぞれ内容の全て	
文書4 2 2		1枚目の一部	
		2枚目の内容の全て	
文書4 2 4		1枚目の一部	
		2枚目から4枚目ま でのそれぞれ内容の 全て	
文書4 2 5		1枚目の一部	
文書4 2 6		1枚目の一部	
		2枚目から13枚目 まで及び15枚目か ら25枚目までのそ れぞれ内容の全て	
		14枚目の全て	

	文書 4 2 7	1 枚目の一部	
		2 枚目から 8 枚目までのそれぞれ内容の全て	
	文書 4 2 8	1 枚目の一部	
		2 枚目の内容の全て	
	文書 4 3 0	1 枚目の一部	
		2 枚目から 7 枚目まで及び 9 枚目から 13 枚目までのそれぞれ内容の全て	
		8 枚目の全て	
	文書 4 3 1	1 枚目の一部	
	文書 4 3 2	1 枚目の一部	
		2 枚目及び 3 枚目のそれぞれ内容の全て	
	文書 4 3 3	1 枚目の一部	
		2 枚目から 4 7 枚目までのそれぞれ内容の全て	
		4 8 枚目から 5 7 枚目までのそれぞれ全て	
	文書 4 3 4	1 枚目の一部	
		2 枚目及び 3 枚目のそれぞれ内容の全て	
	文書 4 3 6	1 枚目の一部	
		2 枚目及び 3 枚目のそれぞれ全て	
	文書 4 3 7	1 枚目の一部	
		2 枚目から 6 枚目までのそれぞれ内容の全て	
	文書 4 3 8	1 枚目の一部	
		2 枚目及び 3 枚目のそれぞれ内容の全て	
	文書 4 3 9	1 枚目から 5 枚目ま	

		でのそれぞれ内容の 全て	
文書 4 4 0		1 枚目の一部	
		2 枚目の内容の全て	
文書 4 4 2		1 枚目の一部	
		2 枚目から 9 枚目ま でのそれぞれ内容の 全て	
文書 4 4 3		1 枚目の一部	
		2 枚目から 8 枚目ま で及び 1 0 枚目のそ れぞれ内容の全て	
		9 枚目の全て	
文書 4 4 4		1 枚目の一部	
		2 枚目から 2 0 枚目 までのそれぞれ内容 の全て	
文書 4 4 5		1 枚目の一部	
文書 4 4 7		1 枚目の一部	
		2 枚目から 6 枚目ま でのそれぞれ内容の 全て	
文書 4 4 8		1 枚目の一部	
文書 4 4 9		1 枚目の一部	
		2 枚目及び 3 枚目の それぞれ内容の全て	
文書 4 5 1		1 枚目の一部	
		2 枚目から 9 枚目ま でのそれぞれ内容の 全て	
文書 4 5 2		1 枚目の一部	
		3 枚目から 1 6 枚目 までのそれぞれ内容 の全て	
		2 枚目の全て	
文書 4 5 3		1 枚目の一部	
		2 枚目の内容の全て	

	文書 4 5 5	1 枚目の一部	
		2 枚目から 2 2 枚目までのそれぞれ内容の全て	
	文書 4 5 6	1 枚目の一部	
		2 枚目から 1 2 枚目までのそれぞれ全て	
	文書 4 5 7	1 枚目の一部	
		2 枚目から 4 枚目までのそれぞれ全て	
	文書 4 5 8	1 枚目の一部	
		2 枚目の内容の全て	
	文書 4 6 0	1 枚目の一部	
		2 枚目から 1 0 枚目までのそれぞれ内容の全て	
	文書 4 6 1	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部	
		3 枚目から 1 1 枚目までのそれぞれ内容の全て	
	文書 4 6 2	1 枚目の一部	
		2 枚目から 4 枚目までのそれぞれ内容の全て	
	文書 4 6 4	1 枚目の一部	
		2 枚目及び 3 枚目のそれぞれ全て	
	文書 4 6 5	1 枚目の一部	
		2 枚目の内容の全て	
	文書 4 6 7	1 枚目の一部	
		2 枚目から 8 枚目までのそれぞれ全て	
	文書 4 6 8	1 枚目の一部	
	文書 4 6 9	1 枚目の一部	
		2 枚目及び 3 枚目のそれぞれ内容の全て	

	文書 4 7 0	1 枚目の一部	
		2 枚目の内容の全て	
	文書 4 7 2	1 枚目の一部	
	文書 4 7 3	1 枚目から 5 枚目までのそれぞれ一部	
	文書 4 7 4	1 枚目の一部	
		2 枚目及び 3 枚目のそれぞれ内容の全て	
	文書 4 7 5	1 枚目の一部	
1 4	文書 4 5 9	2 枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるとともに、国の機関の内部における審議、検討及び協議に関する情報であり、これを公にすることにより、政府が行う今後の安全保障政策等の検討において、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあることから、法 5 条 1 号及び 5 号に該当するため不開示とした。
1 5	文書 5 2 2	1 枚目から 4 枚目までのそれぞれ一部	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
	文書 5 2 3	1 枚目及び 3 枚目のそれぞれ一部	
	文書 5 2 4	1 枚目から 3 枚目までのそれぞれ一部	
	文書 5 2 5	1 枚目、2 枚目及び 4 枚目のそれぞれ一部	
	文書 5 2 6	1 枚目から 3 枚目までのそれぞれ一部	
	文書 5 2 7		
	文書 5 2 8		
	文書 5 2 9	1 枚目から 4 枚目までのそれぞれ一部	
	文書 5 3 0	1 枚目及び 3 枚目のそれぞれ一部	

文書 5 3 1	1 枚目から 3 枚目ま
文書 5 3 2	でのそれぞれ一部
文書 5 3 3	1 枚目、3 枚目及び 4 枚目のそれぞれ一 部
文書 5 3 4	1 枚目及び 3 枚目の それぞれ一部
文書 5 3 5	1 枚目から 3 枚目ま
文書 5 3 6	でのそれぞれ一部
文書 5 3 7	
文書 5 3 8	1 枚目及び 3 枚目の それぞれ一部
文書 5 3 9	1 枚目及び 2 枚目の それぞれ一部
文書 5 4 0	1 枚目から 3 枚目ま でのそれぞれ一部
文書 5 4 1	1 枚目及び 2 枚目の
文書 5 4 2	それぞれ一部
文書 5 4 3	1 枚目から 3 枚目ま
文書 5 4 4	でのそれぞれ一部
文書 5 4 5	1 枚目及び 3 枚目の
文書 6 5 3	それぞれ一部
文書 6 5 4	1 枚目から 3 枚目ま でのそれぞれ一部
文書 6 5 5	1 枚目及び 3 枚目の それぞれ一部
文書 6 5 6	1 枚目の表外の一部
文書 6 5 7	
文書 6 5 8	1 枚目から 3 枚目ま
文書 6 5 9	でのそれぞれ一部
文書 6 6 0	1 枚目及び 3 枚目の
文書 6 6 1	それぞれ一部
文書 6 6 2	1 枚目及び 2 枚目の
文書 6 6 3	それぞれ一部
文書 6 6 4	1 枚目及び 3 枚目の それぞれ一部
文書 6 6 5	1 枚目から 3 枚目ま

		でのそれぞれ一部	
	文書 6 6 6	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部	
	文書 6 6 7	1 枚目の表外の一部	
	文書 6 6 8	1 枚目から 4 枚目までのそれぞれ一部	
1 6	文書 6 5 6	1 枚目の表中の一部	国の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であり、これを公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法 5 条 5 号に該当するため不開示とした。
	文書 6 5 7		
	文書 6 6 7		
1 7	文書 6 1 5	1 枚目の一部	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
1 8	文書 6 7 6	全て	公にすることを前提としない文書及びその関連文書であり、具体的な検討の経緯、協議の内容、それらの内容の推認を可能とする情報が記載されており、件名、件数等を含めて、これを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項、情報収集能力等が推察されることとなり、敵対する勢力等からの妨害や対抗措置を容易ならしめ、我が国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が
	文書 6 7 7		
	文書 6 7 8		

			損なわれるおそれ、他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるとともに、国の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報であり、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法５条３号及び５号に該当するため不開示とした。
--	--	--	---

※当審査会事務局において整理した。

別表 2（開示すべき部分）

文書番号	開示すべき部分
文書 4 0 6	1 枚目ないし 7 枚目の各 1 行目
文書 4 5 5	2 枚目